

教育局 文化資源課 指定文化財担当 須田 直通 048-830-6981

ョ通 048-830-698Ⅰ 内線 6981

<報道発表資料>

E-mail: a6910-04@pref.saitama.lg.jp

カテゴリー: お知らせ

令和6年3月11日

令和5年度埼玉県指定文化財の新規指定について

埼玉県教育委員会では、埼玉県文化財保護審議会(会長: 菊池健策)の答申を受け、 3月11日(月曜日)開催の教育委員会において有形文化財の新規指定4件について 審議し、これを決定しました。

3月15日(金曜日)の県報告示により、正式に指定となります。これにより、県 指定等文化財の件数は、合計734件(うち有形文化財は347件)となる予定です。

有形文化財の新規指定

種類	名称及び員数		所有者	所在地
彫刻	もくぞう あ み だ にょらいりゅうぞう 木造阿弥陀如来 立 像 っけたり こうはい 附 光背	1躯	宗教法人 とうぜん じ 東善寺	熊谷市桜木町2丁目 33番地2(寄託先:熊 谷市立熊谷図書館)
古文書	いのうけもんじょ 稲生家文書	1, 970 点	個人	さいたま市浦和区高砂 4丁目3番18号(寄 託先:埼玉県立文書館)
歴史 資料	いのうけしりょう 稲生家資料	169 点	埼玉県	さいたま市大宮区高鼻 町 4 丁目 2 1 9 番地 (埼玉県立歴史と民俗 の博物館)
考古 資料	こしまだいせきしゅつどもっかん 小敷田遺跡出土木簡 っけたりだい ごうどこうしゅつどどき 附 第97号土坑出土土器 だい ごうどこうしゅつどどき 第105号土坑出土土器	10 点 15 点 引 23 点	埼玉県	熊谷市船木台4丁目 4番地1(埼玉県文化 財収蔵施設)

☆埼玉県

く報道発表資料>

各文化財の概要

もくぞう あ み だ にょらいりゅうぞう つけたり 木造阿弥陀如来立像 附 光背(有形文化財・彫刻)

熊谷市

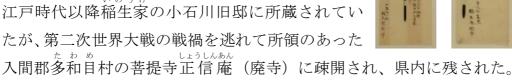
- ・熊谷市代に所在する曹洞宗東善寺に伝来した阿弥陀如来立像。
- ・針葉樹の一木造で、玉眼(水晶をはめ込んだ眼)、漆箔(漆 で金箔を貼る)の仏像。像高69.0 cm。
- ・伝来の経緯は不明であるが、その作風や洗練された技法から 快慶もしくは快慶周辺の仏師による制作と考えられ、制作時期 は13世紀前半と推定される。
- ・本県における13世紀前半の仏像のうち、製作優秀で文化史上 貴重なものと評価できる。
- ・現在は、熊谷市立熊谷図書館に寄託されている。



いのうけもんじょ 稲生家文書(有形文化財・古文書)

さいたま市

- ・稲生家は三河譜代の旗本であり、埼玉県内の多和目 村、和田村、善能寺村(以上、現坂戸市)、丸ケ崎村、 堀崎村(以上、現さいたま市)に所領があった。
- 稲生家資料」いずれも、 「3 · \[\frac{1}{2} 稲生家文書」





- ・埼玉県の歴史を知る上で価値が高いことはもちろん、旗本関係の文書群として規模 が大きく、幕府官僚の実態や旗本の生活を知る上でも貴重である。
- ・また、本件と照合が可能なモノ資料(3 稲生家資料)も残されており、互いの価 値を高め合い、旗本の生活の全体像を見ることが可能である。
- ・現在は、県立文書館に寄託されている。





<報道発表資料>

3 稲生家資料(有形文化財・歴史資料)

さいたま市

- ・稲生家及び伝来の経緯は、「2 稲生家文書」のとおり。
- ・旧蔵の装束、旗指物、装身具のほか、旗本家の女性に関わる 生活用品や、香道具や押絵細工など文化に関わる品が残されて おり、旗本家の生活の様子を知ることができる。
- ・旗本家の資料の多くは、明治以降の没落や家財整理、震災・戦 災により散逸が著しく、本件は貴重な資料群である。
- ・埼玉県域に所領を持った旗本家の遺品として、学術的 価値が高い。
- ・また、本件と照合が可能な文書(2 稲生家文書)も 残されており、互いの価値を高め合い、旗本の生活の 全体像を見ることが可能である。



- ・現在は埼玉県に寄贈され、県立歴史と民俗の博物館に所蔵されている。
- 4 小敷田遺跡出土木簡 附 第97号土坑出土土器 第105号土坑出土土器 (有形文化財・考古資料) 熊谷市
- ・行田市に所在する小敷田遺跡は、荒川左岸の扇状地末端部に 立地する弥生時代から平安時代にかけての遺跡。
- ・そのうち古代の遺構である第97号・第105号土坑からは、 文字が判読できる木簡が計10点出土している。
- ・いずれも年号の記載はないが、木簡の記載の型式から、7世紀末から8世紀初頭のものと考えられる。
- ・特に第97号土坑から出土した3号木簡には、日付や稲東の 量が記載されており、古代の利息付き貸借制度である

「出挙」(種報を支配層が農民に貸し付け、秋の収穫時に利息をつけて返済させた もの)を示すことが明らかになっている。

- ・このほかの内容としては、書簡、帳簿、呪符、習書がある。
- ・古代における出挙の制度や地方における文字利用の実態を示すものであり、本県に おける古代の経済、社会、文化を考える上で欠かすことのできない資料である。

